仙台市の下水排除基準　　平成 28 年 7 月現在

対象物質又は項目			下水排除基準
条例で定める基準	条例項目	温　度	45℃未満
		水素イオン濃度（ｐＨ）	5を超え9未満
		生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満
		浮遊物質量（ＳＳ）	600 未満
		沃素消費量	220 未満
		ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物含有量　鉱油類	5以下
		ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物含有量　動植物油脂類	30以下
政令の基準	一律環境項目	フェノール類	5 以下
		銅及びその化合物	3 以下
		亜鉛及びその化合物	2 以下
		鉄及びその化合物（溶解性）	10 以下
		ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物(溶解性)	10 以下
		クロム及びその化合物	2 以下
	有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 以下
		シアン化合物	1 以下
		有機燐化合物	1 以下
		鉛及びその化合物	0.1 以下
		六価クロム化合物	0.5 以下
		砒素及びその化合物	0.1 以下
		水銀及びｱﾙｷﾙ水銀その他の水銀化合物	0.005 以下
		アルキル水銀化合物	不検出
		ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下
		トリクロロエチレン	0.1 以下
		テトラクロロエチレン	0.1 以下
		ジクロロメタン	0.2 以下
		四塩化炭素	0.02 以下
		1･2-ジクロロエタン	0.04 以下
		1･1-ジクロロエチレン	1 以下
		シス-1･2-ジクロロエチレン	0.4 以下
		1･1･1－トリクロロエタン	3 以下
		1･1･2－トリクロロエタン	0.06 以下
		1･3-ジクロロプロペン	0.02 以下
		チウラム	0.06 以下
		シマジン	0.03 以下
		チオベンカルブ	0.2 以下
		ベンゼン	0.1 以下
		セレン及びその化合物	0.1 以下
		ほう素及びその化合物	10(230)以下
		ふっ素及びその化合物	8(15)以下
		ｱﾝﾓﾆｱ性窒素，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380 未満
		1・4-ジオキサン	0.5 以下
		ダイオキシン類	10pg/Ｌ以下

（備考）

1．単位はダイオキシン類，ｐＨ，温度を除き，すべて mg/L である。また，[　]内は日間平均値である。

2．[着色枠]　内は直罰規制等に係る排除基準である。

3．[白枠]　内は，除害施設の設置等に係る規制基準である。

4．ほう素及びその化合物，ふっ素及びその化合物の排除基準は河川を放流先とする終末処理場に流入する場合。（　）内の数字は海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用する。

5．ほう素及びその化合物，ふっ素及びその化合物，「アンモニア性窒素，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素」，ダイオキシン類等は業種により別途の暫定基準が設けられている。